

京都市と学校法人二本松学院との文化力による 地方創生の推進に関する包括連携協定書

京都美術工芸大学京都東山キャンパスの設置を契機として京都市（以下「甲」という。）及び学校法人二本松学院（以下「乙」という。）は、文化庁の京都への全面的な移転も見据え、相互の連携を強化し、1200年を超える悠久の歴史の中で育まれた世界に誇る京都文化の一層の振興を図り、文化の力による我が国の地方創生に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力を深め、京都に息づく様々な文化力を活かした観光、伝統産業振興等を融合した取組を進めることにより、日本全体の文化振興・地方創生に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項について連携・協力する。

- （1）文化財等を保存・活用した観光振興に関すること。
- （2）伝統産業振興に関すること。
- （3）まちづくり、リノベーションに関すること。
- （4）京都の未来の担い手育成に関すること。
- （5）地域の安心・安全の推進、地域の活性化に関すること。
- （6）その他両者が協議して必要と認める事項

2 連携・協力事項における各事業の具体的な内容及び実施時期等について協議するため、両者のメンバーで構成する企画推進会議を設置する。

（秘密保持）

第3条 この協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲及び乙のいずれからも申入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 連携・協力の具体的事項及びその他必要な事項については、甲と乙が協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年11月4日



甲 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市長



乙 京都府南丹市園部町小山東町二本松1番地の17
学校法人 二本松学院 理事長
